

## 処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	佐賀県環境の保全と創造に関する条例	法令の番号	平成 1 4 年佐賀県条例 4 8 号			
不利益処分の種類	揚水施設に係る計画変更命令	根拠条項	条例第 2 9 条			
処 分 基 準	<p>(1) 処分を行う場合  揚水施設の設置の届出及び揚水施設の構造の変更等の届出があった場合で、その届出に係る揚水施設が構造基準に適合しないと認めるときに、届出を受理した日から 3 0 日以内に限り処分を行う。</p> <p>(2) 処分の内容、程度  届出に係る揚水施設の設置の計画又は届出に係る揚水施設の構造の変更の計画の廃止又は変更を命ずる。</p>					
対応 区分	1 聴聞の実施	処理 機関	有明海再生・環境課	交付 機関	有明海再生・環境課	目次 NO
	2 弁明の機会の付与					